

地方独立行政法人宮城県立こども病院平成29年度第1回理事会議事録

1 日 時：平成29年6月23日（金） 午後2時から午後4時10分まで

2 場 所：宮城県立こども病院 本館1階「愛子ホール」

3 出席者：

- (1) 法人役員
- | | |
|-----|---------------------------------------|
| 林 | 理事長 |
| 今 泉 | 副理事長（宮城県立こども病院院長） |
| 呉 | 副理事長（東北大学大学院医学系研究科教授） |
| 秋 田 | 理事（社会福祉法人わたげ福社会理事長） |
| 大 沼 | 理事（社会福祉法人陽光福祉会医療型入所施設エコー療育園）【欠席委任状提出】 |
| 大 山 | 理事（アイリスオーヤマ株式会社代表取締役社長）【欠席委任状提出】 |
| 白 鳥 | 理事（宮城県立こども病院事務部長） |
| 細 谷 | 理事（聖路加国際病院） |
| 師 | 理事（公益社団法人宮城県医師会顧問） |
| 橋 本 | 監事（公認会計士） |
| 伊 藤 | 監事（弁護士） |
- (2) 事務局
- 白根副院長兼診療部長、萩野谷副院長（療育担当）、川名副院長（麻酔集中治療担当）、虻川副院長兼成育支援局長、佐々木事務部次長兼総務課長、阿部経営企画課長、板橋医事課長、小野寺医事課課長代理、佐藤医事課主任、北村経営企画課主任、佐藤経営企画課主任、柄目経営企画課主任、藤本経営企画課主事、佐々木経営企画課主事、岩崎経営企画課主幹（記録）
- (3) 宮城県
- | | |
|---------------|------------------|
| 宮城県保健福祉部医療政策課 | 高橋副参事兼課長補佐（総括担当） |
| 同 | 佐々木主事 |

事務局より開会を宣言した。

林理事長より挨拶があった。

事務局より理事の出席状況を確認し、定款に基づく定足数をみだし、理事会が成立したことを報告した。

林理事長が議長に就任し、議事録署名人に、今泉副理事長、細谷理事を指名し、議事に入った。

4 議 題

(1) 審議事項

イ 第1号議案 「平成28年度事業報告書（案）について」

ロ 第2号議案 「平成28年度決算報告書（案）について」

ハ 第3号議案 「平成28年度財務諸表（案）について」

- 資料1-1 平成28年度事業報告書（案）
- 資料1-2 平成28年度事業報告書関係資料
- 資料1-3 平成28年度事業報告書（案）説明資料
- 資料2-1 平成28年度決算報告書（案）
- 資料2-2 平成28年度決算状況
- 資料3-1 平成28年度財務諸表（案）
- 資料3-2 監査報告書

林理事長（議長）から、第1号議案、第2号議案及び第3号議案については、関連があることから一括して審議することの説明があった。

今泉院長から、第1号議案について、資料1-3を用いて説明した。

平成28年度の自己評価は、A評価12項目、B評価1項目としている。B評価は、「第3 予算、収支計画及び資金計画」から「第6 剰余金の使途」までの項目である。

資料に記載の内容を説明したほか、次の補足があった。

- ・ スライド5「医師・看護職員等の職員数推移（常勤職員）」については、グラフのとおり、充実した職員数を確保することができた。
- ・ スライド8「クリニカルパスの活用とEBMの推進」については、平成24年からクリニカルパスの適用件数が一時下がった。これは電子カルテの導入により、電子化に時間を要したものである。その後、少しずつ増加してきている。
- ・ スライド9「退院サマリーの作成」については、拓桃医療療育センターとの統合により退院数が増加しているものの、91.2%という高い作成率を維持している。
- ・ スライド13「小児リハビリテーション」については、拓桃園が併設されていることもあり、リハビリテーションが非常に強化された。小児リハビリテーションの視点から見ると、脳性まひなどの障害者のみならず、NICUに入院中から様々な療養士がリハビリテーションの治療を開始する状況である。

「在宅療養・療育患者支援の推進」については、入院から在宅療養に移行した患

者数が、平成27年度の42人から、平成28年度は90人に大きく増加した。県警しながら、急性期から慢性期、在宅に移行するということがようやく動き始めている。

- ・スライド17「分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり」については、在宅に移行する患者・家族を対象としたパンフレット「お家に帰る準備BOOK～医療的ケアを必要とするお子様のために～」を作成したところ、他施設からも使用の要望が出るほど好評で、ホームページに掲載し、自由に使用していただいている。
- ・スライド19『院長さん きいて!』投書件数については、拓桃統合前は徐々に下がっていたが、統合後、件数が大きく増加した。建物へのアクセスルートの分かりにくさ、駐車場から建物までの遠さなど、患者にとって多くの疑問があったと思われる。なお、上半期に比して、下半期は減少している。中には厳しい苦情もあるが、そのような中にこそ改善の芽があると考え、対応している。
- ・スライド23「インシデントのレベル分類」については、拓桃統合により病床数が増加したことでインシデント数の総数は増加しているが、レベル4以上については増加していない。
- ・スライド28「表（成育支援局各職種対応件数）」については、いずれの職種も対応件数が大きく増加している。
- ・スライド32「在宅支援・療育支援の充実」については、成育支援局看護師の業務量が1.5倍になっている。これは、急性期から慢性期、在宅医療と、関係する患者数が増加し、業務量が増加しているもの。ショートステイや体調管理入院も増加している。
- ・スライド33「病院ボランティア活動の充実と支援」については、統合により病床数が増加したことから、その規模に合ったボランティア数を確保することが大きな課題である。平成28年度における月平均人数は241人であり、病床数と同じであるが、十分な人数ではなく、今後もボランティア登録を推進していきたい。
- ・スライド47「病床の効率的な利用の推進」については、病床稼働率は、平成24年度をピークに、それ以降、緩やかに下降傾向である。新規入院患者数は高く維持できており、統合により延入院患者数、延外来患者数ともに増加している。しかし、在院日数が短くなってきていることや、少子化、疾病構造の変化などの影響により、病床稼働率が伸び悩んでいる。

続いて、白鳥理事から、第2号議案及び第3号議案について説明した。

- ① 資料2-2 : 営業収益は、前年度決算対比で増加した。前年度決算対比で2億92百万円余り増加。入院収益、外来収益ともに増加。その要因は、DPC制度の導入による増収、診療報酬制度改定による在宅医療に係る診療報酬の増収、入院・外来

患者数の増加、手術件数の増加などである。

児童福祉施設収益は、前年度決算対比で増加した。その要因は、拓桃医療療育センターの移転に伴う施設基準の区分変更によるものである。

運営費負担金収益は、前年度決算対比で減少した。その要因は、平成27年度に計上されていた拓桃医療療育センター移転統合の経費、宮城県からこども病院へ身分を移行した職員、あるいは宮城県から派遣されている職員の賞与引当金、そして児童福祉施設の運営に関する経費、これらが移転統合に伴い、平成28年度は交付されていないか、あるいは減額されているものである。また、平成27年度決算時における旧拓桃医療療育センターの運営に係る収支差、このうち88百万円余りの運営費負担金を、平成28年度に減額調整されている。

営業費用は、前年度決算対比で増加した。給与費の増加要因は、給与引き上げ改定、定期昇給による増額、賞与支給0.1月分の引き上げに伴う増額などによるものである。経費の減少要因は、統合による委託費の圧縮のほか、平成27年度に行われた本館改修工事のような事業が平成28年度には発生しなかったことによる。児童福祉施設費は、拓桃園に係る経費であり、移転統合後の職員数の減少に伴い給与費が減少した。減価償却費の主な増加要因は、平成26年度以降に老朽化した医療機器の新規更新が増えたこと、また、建物改修分の減価償却費が増えたことである。拓桃館建物及び建物付属設備の減価償却については、児童福祉施設費に含まれている。

経常損益は、5億25百万円の損失である。前年度決算対比93百万円余りの損失の増加となっている。

臨時損益は、2億28百万円余りの損失となっている。前年度決算対比で1億93百万円の損失増加となっている。臨時損失の内訳として、償却資産による残存価格の見直しに伴う減価償却費の修正、平成27年度の賞与引当金の修正がある。

当期総損益は7億53百万円余りの損失となり、経常収支比率は94.3%、前年度決算対比0.8%低下している。

- ② 資料2-1 : これは、資料2-2の中の減価償却費や資産見返り戻し入れ勘定など、現金の収入・支出が伴わない項目を除き、県からの借入金や医療機器整備に伴う支出などの資本収支を加えたものであり、現金の動きを中心にみた収支実績となる。

収入合計89億11百万円、支出合計91億33百万円となっている。

- ③ 資料3-1 : 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書について順に説明した。

- ・ 貸借対照表の資産の部については、固定資産について、平成28年度は医療機器の更新を行っており、また、移転統合に伴い宮城県からの土地の現物出資、建物及び構築物、医療機器等の無償譲渡があり、資産を譲り受けたことから増加し

ている。

負債の部について、固定負債として、移転統合に伴い、県から無償譲渡による建物及び福祉施設設備がある。流動負債について、包括外部監査で指摘のあった賞与引当金について、全額を引き当てている。

純資産の部について、資本金は、宮城県から土地の現物出資を受け、前年度より増加している。

負債合計と純資産合計を足した負債純資産合計は、1 ページ目の資産合計と合致している。

- ・ キャッシュ・フロー計算書は、次期への資金繰越額は「VI資金期末残高」18億85百万円余りとなり、貸借対照表の流動資産の中の現金及び預金の金額と一致する。当院の毎月の支払いが5億円ないし6億円であるので、特に問題のないキャッシュ・フロー残高となっている。
- ・ 行政サービス実施コスト計算書は、当院が業務運営を行うにあたり納税者に実質的に負担していただいているコストを表あらわすものとなる。「IV行政サービス実施コスト」39億63百万円は、法人の自己収入によって賄い切れない部分について税金が投入されている状況になる。

続いて、橋本監事から、資料3-2に基づき、平成28年度に係る監査結果の報告があった。

監査の結果、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失の処理に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書及び決算報告書は、いずれも適正であることが報告された。

理事からの意見等は、次のとおりである。

呉副理事長 : 疾病構造の変化の中でどうやって収支を改善するのかについては明確に記載していないと思ったが、収支の改善にあたりどのような方向で改善していけば時代にマッチしていくのか、是非教えていただきたい。

林理事長 : この4月から新体制となり、院長が、副院長と検討を重ねている。院長から詳細を説明する。

今泉副理事長・院長 : 大変厳しい問題であり、まだ明確な指針が出ているわけではないが、院長・副院長・看護部長等で、最近の状況を検討しているところである。特に例年1月から3月の冬休み期間は、検査入院や手術入院などで大変忙しい状況だが、この春は非常に静かであった。他の医療機関にも聞いたところ、同様であった。大変なのはどの施設も同じだが、こども病院としては、どのような方向性が望ましいかを把握するために、各診療科にアンケートを実施した。

自分たちの強みが何かを考え、それを活用していくしかないだろうと思う。その強みも、診療科によって大きく異なる。少子化が関係ない診療科もあり、手術待ちが多く、患者数の減少といった差し迫った問題のない診療科もある。全般的に少子化になると、患者が少なくなり、近隣県から患者が来る診療科がある点で、強みになってくると思う。幸い専門研修医もおり中堅が充実しているので、ほかで診られない重症な患者の診療、集中治療など、そのような点をアピールして搬送受入れをすることも考えている。

もう一つは、拓桃医療療育センターとの統合が、非常に大きな強みと思う。在宅に移行する患者は増えており、短期入所や体調管理入院の需要は大きい。宮城総合支所管内は、仙台で唯一世帯数が増えており、人口の増加が激しい地区になっている。小学校や中学校もでき始めており、この地区ではしばらくの間は出産数も見込めるであろう。

この状況をいかに活用するかについて、関係者で話し合いを進めているところだが、すぐに実行することは難しいので、まずはこのような状況であることを職員の共通認識とし、合意を作ってタイムテーブルにのせながら、できるところから少しずつ実行に移していこうと考えている。

以上の質疑を経て、第1号議案、第2号議案及び第3号議案は提案のとおり承認された。

二 第4号議案 「暫定評価期間（平成26年度～平成28年度）事業報告書（案）について」

○ 資料4 暫定評価期間（平成26年度～平成28年度）事業報告書（案）

白鳥理事から、第4号議案について、資料4を用いて説明した。

「暫定評価期間（平成26年度～平成28年度）項目別評価表」を用いて説明した。各項目の詳細については、3枚目以降の業務実績（案）に記載されている。後ほど改めて確認願うもの。

平成28年度は、第3期中期計画期間（平成26年度～平成29年度）の3年度目であり、年度評価のほかに、3年間の暫定評価を行うこととされている。

平成26年度及び平成27年度の業務実績については、既に過年度の理事会の審議を経て、評価委員会の評価結果をいただいているところである。

また、平成28年度の業務実績については、本日の審議事項1から審議事項3で説明し、審議いただいたところである。

これらの結果を踏まえて、暫定評価期間の評価を行ったものである。

暫定評価期間の自己評価は、3年間の自己評価及び委員会評価を踏まえ、A評価11項目、B評価2項目としている。

B評価「年度計画に概ね合致している」の2項目については次のとおりである。

「第3 予算、収支計画及び資金計画から第6 剰余金の使途まで」については、3年間B評価という結果である。病床の効率的な利用、新規患者数の増加、DPC制度の導入などに取り組み、適正な診療報酬の確保に努めたものの、医業費用がその伸びを上回ったことなどから、全ての年度において経常収支比率は100%を下回った。拓桃医療療育センターとの統合事業といった特殊事情のなか、支出の抑制・削減などに努めたことなど、評価委員会においても評価をいただいていることから、3年間の評価と同じ、B評価としている。

次に、「第7 1 人事に関する計画」については、平成27年度及び平成28年度はA評価としたものの、平成26年度がB評価だったことから、B評価とした。平成26年度をB評価としたのは、拓桃医療療育センターとの統合や移転に向けた様々な課題への対応などに多くの時間を必要とし、評価制度の実施が一部の部署にとどまったためである。平成27年度及び平成28年度は、診療部を除くすべての部署において、当該制度を実施したことからA評価としている。

なお、診療部においては、院長が、各医師や副院長とのヒアリング結果や各診療科の患者数や手術件数等のデータ、各診療科から提出された業務実績などを総合的に勘案した人事評価を行っている。また、看護部においては、本制度と同様の目的で構築した看護部独自の制度により人事評価を行っている。

審議に付したところ、理事からの意見等は特になく、第4号議案は提案のとおり承認された。

ホ 第5号議案 「地方独立行政法人宮城県立こども病院使用料及び手数料に関する規程の一部改正（案）について」

○ 資料5 地方独立行政法人宮城県立こども病院使用料及び手数料に関する規程の一部改正（案）について

白鳥理事から、第5号議案について、資料5を用いて説明した。

「妊婦健診」、「予防接種」及び「母体血中c e l l - f r e e DNA胎児染色体検査」に係る使用料を改正するもの。

施行日は、妊婦健診及び予防接種に係る使用料の改正については平成29年5月1日とし、母体血中c e l l - f r e e DNA胎児染色体検査に係る使用料の改正につい

ては平成29年8月1日としている。

なお、平成29年5月1日施行としているが、地方独立行政法人宮城県立こども病院理事会規程第2条第3項「理事会は、法人が経営環境の変化に迅速かつ適確に対応できるよう別表2の諸規程について理事長にその制定又は改正若しくは廃止について一任することができる。この場合、理事長は、直後の理事会において議決を得なければならない。」の規定に基づき、本理事会で審議いただくものである。

① 妊婦健診

仙台市が妊婦健診費用の助成額を引き上げたことを踏まえ、妊婦健診に係る使用料を変更し、引き上げるもの。

② 予防接種

仙台市が契約単価を設定している予防接種については、仙台市との契約単価と同額となるよう設定しており、今年度の仙台市の契約単価の変更を踏まえ当院の料金を変更するもの。

③ 母体血中 cell-free DNA胎児染色体検査

現在の全国的な検査料金及び検査委託費用の引き下げを踏まえ、検査開始当初から据え置きとなっていた母体血中 cell-free DNA胎児染色体検査料金を変更し、引き下げるもの。

この検査が当院を含む全国15の医療施設で平成25年4月に開始されたときには、検査受託業者は国内で1社のみであった。現在では、検査受託業者が複数となり、当院でもこの4月から検査委託料が引き下げとなった。現在、全国75の医療施設で本検査が行われており、検査料金は平均で19万円程度となっている。

審議に付したところ、理事からの意見等は特になく、第5号議案は提案のとおり承認された。

へ 第6号議案 「包括外部監査結果への対応（案）について」

- 資料6-1 平成28年度包括外部監査の結果報告書
- 資料6-2 平成28年度包括外部監査結果の概要と監査結果への対応について

白鳥理事から、第6号議案について、資料6-1、資料6-2及びその別表を用いて説明した。

宮城県における平成28年度包括外部監査が当法人を対象に実施されたことは、先の理事会でも報告したところである。その監査結果報告書が、資料6-1のとおり県から示された。その概要について説明するとともに、監査結果を受けて当法人が改善しなけ

ればならない事項の措置内容について審議いただくものである。

この監査は、地方自治法第252条の37第1項及び宮城県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づくものである。これまでの監査委員制度に加え、外部からの目による監査を導入することにより監査機能をさらに強化するため、全国の都道府県、政令指定都市、中核市において、公認会計士などに監査を依頼することが義務づけられており、本県においては平成11年度から実施されている。

当法人が選定された理由、外部監査の方法及び実施時期は、資料のとおりである。

【外部監査結果の概要】（3～7ページ）

「外部監査結果の区分」については、「結果」と「意見」に分けられ、それぞれの考え方は、資料のとおりである。

「外部監査結果の総括」については、資料のとおり、「結果」が45件、「意見」が27件、合計72件であった。このうち、県の所掌事務である「運営費負担金管理」を除いた当法人関係分は、「結果」が44件、「意見」が16件、合計60件であった。

当法人関係分の「結果」や「意見」の中には、外部監査人との見解の相違や、「結果」や「意見」の判断区分に異議のあるものも一部あるが、それらを含め、その全てに対して改善措置を講じることとする。

【外部監査結果への対応】（8～10ページ）

「外部監査結果への対応区分」については、「措置済」、「検討中」及び「措置しない」の3つに区分されており、それぞれの考え方は資料のとおりである。

なお、「措置済」とした事項の対応内容については、監査委員へ通知されるとともに、県の公報やホームページなどに公表される。また、「措置しない」とした事項については、措置しないと判断するに至った過程、具体的理由、根拠等を明確にした上で適切に記録を保存し、説明責任が十分に果たせるようにしなければならない。

「外部監査結果への対応の総括」については、当法人関係分の外部監査結果については資料のとおりであり、当該監査を受けた平成28年度中に改善措置したものが26件、監査結果に関する報告を受けて平成29年度中に改善措置するものが31件、改善への取組について今後検討するものが3件であり、措置しないことを意思決定したものはない。

「外部監査結果への対応状況」について、外部監査結果への項目別の対応状況は次のとおりである。また、項目別の監査結果の詳細と対応内容は、別表「包括外部監査の結果に対して講じる措置の内容」のとおりである。

- ・ 「(1) 経営管理」(別表1～2ページ)

「結果」1件、「意見」12件について、平成28年度措置7件、平成29年度措

置 4 件、検討中 2 件。

検討中 2 件は、10 番及び 11 番であり、いずれも「利用者からの投書」に関する意見で、投書内容及びそれに対する病院の対応策の情報開示、ホームページ上での意見・要望の受付についてであった。当院では、患者・家族からの意見・要望・苦情などは、患者相談窓口のほか、院内設置のご意見箱への投書という形で提出されている。相談窓口の対応は高い満足度が得られているほか、投書内容とその対応内容については院内掲示板に掲示し広く周知している。従って、現時点ではホームページ上で対応しなければならないという必要性は低いと考えている。また、ホームページでの情報開示や意見・要望の受付については、その手法も含めて十分に検討する必要があるほか、患者・家族への影響、当院の業務運営への影響についても慎重に見極める必要があることから、検討中としている。

- ・ 「(2) 財務諸表関連」(別表 3 ページ)
「結果」 5 件について、平成 29 年度措置 5 件であり、全て改善措置した。
- ・ 「(3) 出納管理」(別表 4 ページ)
「結果」 5 件について、平成 28 年度措置 3 件、平成 29 年度措置 2 件。
- ・ 「(4) 医業未収金管理」(別表 5 ページ)
「結果」 1 件について、平成 29 年度措置。
- ・ 「(5) たな卸資産管理」(別表 6～7 ページ)
「結果」 4 件、「意見」 1 件について、平成 28 年度措置 3 件、平成 29 年度措置 2 件。
- ・ 「(6) 固定資産管理」(8～11 ページ)
「結果」 13 件、「意見」 1 件について、平成 28 年度措置 6 件、平成 29 年度措置 8 件。
- ・ 「(7) 人事管理」(別表 12～13 ページ)
「結果」 5 件について、平成 28 年度措置 2 件、平成 29 年度措置 2 件、検討中 1 件。

検討中 1 件は、12 ページの 4 番「医師の派遣に関する規程の整備」である。応援報酬は法人の収益に計上し、医師への応援手当等を定めるなど給与制度の整備が必要とされた。当院における医師の他院への派遣は、原則として勤務時間外に実施しており、やむを得ず勤務時間内に派遣する場合には職務専念義務を免除することで対応している。また、当院は、東北地方唯一の小児高度専門病院、また、地域医療支援病院として、医師の他院への派遣は果たすべき重要な役割の一つに位置づけられており、他院との連携強化により紹介患者が増加するなど収益面での効果も期待される場所である。さらに、医師の他病院への派遣については、当院以外の多くの公的医療機関においても頻繁に行われており、その取扱いについても当院と同

様の実情にあることから、医師の派遣に関する規程の整備のあり方については慎重に検討する必要がある、こうした現状を総合的に勘案した上で、「検討中」にすべきと判断したもの。

- ・ 「(8) 委託管理」(別表14～16ページ)
「結果」8件、「意見」2件について、平成28年度措置5件、平成29年度措置5件。
- ・ 「(9) IT管理」(別表16ページ)
「結果」2件について、平成29年度措置。

【外部監査結果への対応等に関する主なスケジュール】(10ページ)

包括外部監査結果の報告と、当該監査の結果に基づき講じた措置等の内容について、理事会で審議いただき、県から改めての通知を受け、今回の包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について県に報告する。そして再度監査委員に通知され、公表される。

審議に付したところ、理事からの意見等は特になく、第6号議案は提案のとおり承認された。

ト 第7号議案 「役員報酬に係る業績評価について」

- 資料7-1 地方独立行政法人宮城県立こども病院役員報酬規程
- 資料7-2 業績年俸に乗じる割合の決定方法

評価対象者である林理事長及び白鳥理事が退席し、師理事を臨時議長に選出し、佐々木事務部次長兼総務課長から、資料7-1及び資料7-2に基づき提案理由を説明したのち審議した。

理事からの意見等は、次のとおりである。

秋田理事 : こども病院と拓桃の統合ということもあり、かなり努力されたことは間違いないと思う。数字で見ると下回っているものもあるが、A評価と考えている。

細谷理事 : 私もこの数字は仕方のないことだと思う。経済的には下回ったということではあるが、その他は概ね合致しているか、一部では上回っている部分もある。自己評価も多くがAであることから、A評価でよいのではないかと思う。

師臨時議長 : 各理事のご意見を踏まえ、今回の評価は、評価基準5段階のうちのA評価に決定してよろしいか。

各理事 : 異議なし。

師臨時議長： 今回の評価は、A評価に決定する。

以上の質疑を経て、第7号議案は、A評価、支給率100分の105とすることとし、承認された。

5 その他

(1) 臨床研究推進室の新設について

今泉副理事長・院長から臨床研究推進室の新設について次の連絡があった。

先ほど説明した平成28年度事業報告のスライド37には、臨床研究事業の中で臨床研究推進室の新設に向けた検討を行ったことを記載している。臨床研究の申請件数、治験の件数が増加し、一方、これだけ増加すると、倫理的な問題、個人情報保護等の課題も出てきて、従来のように薬剤部を中心に実施するということが難しくなっている。透明性や推進性のためにも、今の状態を発展させる形で臨床研究推進室を立ち上げ、実施していきたい。クリニカルリサーチコーディネーターなどのスタッフの確保・配置等を検討し、準備を進める。11月の理事会において、組織上の提案を行う予定である。

以上で議長は理事会の議事一切の終了を宣言し、閉会とした。